平成２１年（フ）第７９２０号
愛知県尾張旭市大塚町１丁目13―８
破産者　沖田　孝雄
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６７０号
兵庫県神戸市須磨区須磨寺町１丁目９―26―207
破産者　黄　　奉燮
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２２９号
東京都台東区西浅草３丁目26―６―407、開始決定時の住所東京都台東区千束４丁目９―１
破産者　祭原　石基
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２００６号
東京都町田市根岸町379―10―Ｂ―101、開始決定時の住所東京都町田市忠生１丁目２―11
破産者　木下　健一
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８７９号
東京都中央区日本橋浜町１丁目６番３号
破産者　株式会社ノックスユニ
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５２７号
千葉県我孫子市緑２丁目３―６
破産者　川元　勝治
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５３２号
東京都文京区本郷１丁目33番12―204号
破産者　株式会社草の根出版会
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５６５号
千葉県四街道市四街道１丁目15番16号
破産者　有限会社のざわ装飾
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５６６号
千葉県千葉市若葉区下泉町821
破産者　野澤　和枝
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５６７号
千葉県千葉市若葉区下泉町821
破産者　野澤　啓之
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７６４号
千葉県千葉市若葉区みつわ台３丁目４―８―301、開始決定時の住所千葉県千葉市若葉区都賀３丁目23―２―704
破産者　廣田　　昇
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７６５号
千葉県千葉市若葉区みつわ台３丁目４―８―301、開始決定時の住所千葉県千葉市若葉区都賀３丁目23―２―704
破産者　廣田　弘美
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０２３号
大阪府大阪市鶴見区今津南１丁目２―26―203、開始決定時の住所東京都世田谷区野沢３丁目31―４―401
破産者　萩原　宜典
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２２６号
東京都練馬区上石神井南町５―11―１Ｆ―６
破産者　西川　義明
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７５４２号
東京都品川区大井１丁目55番12号
破産者　株式会社イー・ジー・アイ
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７５４３号
東京都品川区八潮５丁目12―69―1204
破産者　平澤　謙哲
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３４５号
東京都渋谷区円山町５―14―603
破産者　和田　秀一
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４８５号
東京都板橋区前野町５丁目54―８
破産者　横川　　隆
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３１４号
愛媛県松山市萱町２丁目６―２―602、開始決定時の住所愛媛県松山市久万ノ台606―１―402
破産者　清重　勝生
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９５８号
千葉県市川市曽谷５丁目23―６―202
破産者　光嵜　順子
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０２６号
東京都足立区神明２丁目７番10号
破産者　東京三光株式会社
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０２７号
千葉県柏市西原６丁目２―10―106
破産者　藤重　　豊
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部